

令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県が交付する栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1	知事が別に定める日
(添付すべき書類の名称)			
1 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金所要額調書	別紙1	1	
2 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業計画書	別紙2	1	
3 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金歳入・歳出予算（見込）書抄本	参考様式	1	

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。なお、補助金の増額を伴う変更は原則として認めない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その

収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 補助金額の20%を超え、かつ100万円以上減額すること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金変更承認申請書（別記様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところとする。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金実績報告書	別記様式第3	1	知事が別に定める日
(添付すべき書類の名称)			
1 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金精算書	別紙3	1	
2 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金導入活用状況報告書	別紙4	1	
3 令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金歳入・歳出決算（見込）書抄本	参考様式	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付請求書	別記様式第4	1	知事が別に定める日

附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年6月5日から適用する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式第 1

令和 8 年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名

令和 8 年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

- 2 補助を希望する事業所名 ()
- ・介護サービス事業所に該当 (介護事業所番号 _____)
 - ・老人福祉法に基づく事業所に該当 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)

3 関係書類

- (1) 令和 8 年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金所要額調書 (別紙 1)
- (2) 令和 8 年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業計画書 (別紙 2)
- (3) 令和 8 年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金歳入・歳出予算(見込)書抄本

(申請担当者及び決定通知書送付先)

送付先郵便番号	
送付先住所	
送付先事業所名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

別記様式第 2

令和 8 年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付決定のあった令和 8 年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金について、栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要領第 6 条の規定により変更を承認くださるよう、下記により申請します。

記

- 1 変更する事業所名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

(申請担当者及び決定通知書送付先)

送付先郵便番号	
送付先住所	
送付先事業所名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

別記様式第3

令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付の決定の通知があった令和8年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 補助を希望する事業所名 ()
・介護サービス事業所に該当 (介護事業所番号)
・老人福祉法に基づく事業所に該当 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)

3 関係書類

- (1) 令和8年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金精算書 (別紙3)
- (2) 令和8年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金導入活用報告書 (別紙4)
- (3) 令和8年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金歳入・歳出予算(見込)書抄本

(申請担当者及び決定通知書送付先)

送付先郵便番号	
送付先住所	
送付先事業所名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

別記様式第 4

令和 8 年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で額の確定の通知があった令和 8 年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第 18 条（又は第 19 条）の規定により請求します。

令和 年 月 日

栃木県知事 様

(請求者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

関係書類

交付額確定通知書の写し

取引銀行名	口座番号	口座名義 (※)
_____銀行	普通・当座	
_____支店	口座番号 _____	

(※) 通帳の表紙裏側に印字された、口座名義コード（半角カナ）を記載すること。